

## 2020年（令和2年）第1回総会議事録

- 1 告示年月日 2020年（令和2年）1月16日
- 2 通知年月日 2020年（令和2年）1月16日
- 3 開催年月日 2020年（令和2年）1月31日
- 4 開催場所 福山市霞町一丁目10番1号  
まなびの館ローズコム 4階 小会議室3
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について  
議案第7号 農地等の現況に係る照会に対する回答について
- 6 報告事項  
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員  
1番 坂本 忠士      2番 佐藤 眞子      3番 土屋 智樹  
5番 山本 信之      6番 谷邊 博人      7番 岡本 卓也      8番 小林 輝仁  
9番 寶諸 孝也      10番 安原 理雄      11番 下江 京子      12番 河村 昇  
13番 山本 明      14番 須藤 薫雄      15番 谷本 耕造      14名
- 8 欠席委員  
4番 渡壁 則人      1名
- 9 その他の出席者  
3名
- 10 事務局出席職員  
事務局長      池田 昌弘      事務局次長      瀧川 滋雄  
松永出張所      花田 宏      神辺出張所      藤井 勝俊  
北部出張所      藤井 裕美      沼隈出張所      杉本 倫草  
新市出張所      山縣 葉二      事務局      村上 裕信  
以上8名

## 1 1 議事内容

午後 2時 59分開会

事務局長	ただいまから、2020年（令和2年）第1回福山市農業委員会総会を開会いたします。谷邊会長，会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
議 長 (6 番)	それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。最初に，総会の成立を申し上げます。 委員総数15名のうち，出席委員14名，欠席委員1名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。 続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号8番 小林 輝仁委員と議席番号14番 須藤 薫雄委員をお願いします。 議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。
事務局	2020年（令和2年）第1回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 追加議案第7号として，「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加しています。内容は記載のとおりです。 次に報告として，「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」を追加しています。 次に，議案書の次第の4議事の項に「(追加) 議案第7号 農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加。 議案書（別冊）6ページ24番の受人 住所欄「神辺町字西中中条847番地」を「神辺町字西中条847番地」に訂正。 次に12ページ9番の備考欄に「所要面積：836.73平方メートル 併用地：宅地419.82平方メートル」を追加。 次に15ページ22番・23番の受人 住所欄「神辺町大字川南3204番地3」を「神辺町大字川南3204番の3」に訂正。 16ページ25番の施設欄「住建1棟」を「住宅1棟」に訂正。以上です。

議 長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。東部地区の報告をお願いします。</p>
1 番 (坂本)	<p>それでは、東部地区の審議内容について報告します。</p> <p>東部地区では、1月23日木曜日、午前9時から関係者により現地調査を行い、午前11時から地区協議会員7名中、農業委員2名、農地利用最適化推進委員4名の計6名の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。</p> <p>審議した案件は、議案第1号5件、議案第3号2件、議案第4号1件の合計8件です。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」別冊1ページ1番から2ページ5番について報告します。</p> <p>1番から3番は関連案件です。</p> <p>大門町の渡人、受人それぞれお互いが所有する大門町大字津之下の農地について、1番では、畑1筆418㎡について、期間を定めない使用貸借権を設定し野菜栽培をして経営規模拡大を図り、2番と3番で、隣接するそれぞれの畑1筆124㎡を交換して農地の利用の利便性を図り野菜・果樹の栽培をするものです。</p> <p>4番は、広島市中区の譲渡人が所有する坪生町三丁目の田1筆658㎡について、この田を以前から耕作をしていた坪生町一丁目の譲受人が贈与により譲り受けて引き続き水稻の栽培をするものです。</p> <p>5番は、千田町大字千田の畑4筆合計1,582㎡について、譲渡人の親族である同町の譲受人が譲り受けて新規就農をし、野菜の栽培をするものです。</p> <p>いずれの案件も受人は、農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保されており、下限面積も超えていることから許可妥当と判断しました。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
5 番 (山本信之)	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、1月24日の正午からの現地調査に続き、午後4時から市役</p>

<p>5 番 (山本信之) (続き)</p>	<p>所 8 階農業委員室で協議会を開催しました。</p> <p>委員 10 名全員の出席により、議案第 1 号 2 件、議案第 2 号 1 件、議案第 3 号 7 件、議案第 4 号 2 件、議案第 5 号 1 件、合計 13 件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 番と 7 番について報告します。</p> <p>6 番は、沖野上町の法人が、岡山県浅口市の渡人から、賃貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>7 番は、田尻町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>7 番 (岡本)</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、1 月 24 日、午前 8 時 30 分から関係者により現地調査を行い、午前 10 時 30 分から松永支所 2 階 21 会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員 7 名全員の出席により、議案第 1 号 1 件、議案第 2 号 2 件、議案第 3 号 4 件、合計 7 件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 8 番について報告します。</p> <p>8 番は、本郷町の受人が、同居の父親から譲受け、野菜を栽培する計画です。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>10 番 (安原)</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、1 月 24 日の午前 11 時 30 分から関係者により、現地調査を行い、午後 3 時 30 分から北部支所 3 階の 302 会議室で協議会を開催しました。</p> <p>協議会委員 13 名のうち、農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 10 名、</p>

<p>10 番 (安原) (続き)</p>	<p>計 12 名の出席により、議案第 1 号 14 件、議案第 2 号 2 件、議案第 3 号 7 件、議案第 4 号 1 件の合計 24 件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊 3 ページの 9 番から 5 ページの 22 番について報告をします。</p> <p>9 番は、芦田町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>10 番から 16 番は関連案件で、沖野上町三丁目の法人である借受人が、5 年間の解除条件付の賃借権を設定して、貸出人である 7 人、10 番で岡山市、11 番で東京都世田谷区、12 番から 15 番で山野町 4 人、16 番で山手町の貸出人から申請地を借受け、果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>17 番は、加茂町の譲渡人が、山野町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>18 番は、仙台市の譲渡人外 1 人が、駅家町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>19 番は、新市町の譲受人が、春日町一丁目の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>20 番は、芦田町の譲受人が、同町の譲渡人外 3 人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>21 番と 22 番は関連案件で、新市町の譲受人或いは借受人が、21 番で 3 年間の使用賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、22 番で同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>13 番 (山本 明)</p>	<p>神辺地区農地調整協議会の審議内容について報告します。神辺地区農地調整協議会は、1 月 24 日午前 9 時からの現地調査に続き、午後 1 時 30 分より、神辺支所 3 階 31 会議室において協議会委員 8 名中、7 名の出席により、議</p>

<p>13 番 (山本 明) (続き)</p>	<p>案第1号5件, 議案第2号2件, 議案第3号5件, 議案第4号1件, 議案第5号1件, 議案第7号1件, 合計15件について, 審査しました。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページ23番から7ページ27番を報告します。</p> <p>23番は, 加茂町に住む譲受人が, 母親から生前贈与により持分移転を受けるものです。申請地では引き続き, 水稻栽培する計画です。</p> <p>24番は, 西中条に住む譲受人が, 兄弟間で共有する申請地を, 単独名義にするため, 贈与による持分移転を行うものです。</p> <p>譲受人が引き続き, 水稻や野菜を栽培する計画です。</p> <p>25番は, 西中条に住む譲受人が, 夫から生前贈与を受けるものです。申請地では引き続き, 水稻栽培する計画です。</p> <p>26番は, 下竹田に住む譲受人が, 経営規模拡大を図るものです。</p> <p>27番は, 上御領に住む借受人が, 寝屋川市の貸出人から申請地を使用貸借権で借り受け, 経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>以上の件について, 譲受人及び申請農地, 営農計画に問題はなく, 許可妥当と判断しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については, 別紙調査書のとおり, 借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり, 機械・労働力・技術などに問題はなく, 農業委員会が定める下限面積を超えていることから, 農地法第3条第2項各号には該当せず, 許可要件をすべて満たしています。</p> <p>また, 6番と10番から16番は, 農地法第3条第3項第1号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で, 法人が経営規模を拡大するため農地の所有者と賃借権を設定するものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>

議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。西部地区の報告をお願いします。</p>
5 番 (山本信之)	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番について報告します。</p> <p>草戸町の申請人が、申請地を露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、高島小学校の南西、約800メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
7 番 (岡本)	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の2番と3番について報告します。</p> <p>2番は、高西町の申請人が、売電用の太陽光パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、山陽本線藤井川橋梁西詰から南へ、約270メートルのところですか。</p> <p>3番は、神村町の申請人が、売電用の太陽光パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、松永高校グラウンドから東へ、約70メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、どちらも日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>10 番 (安原)</p>	<p>それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊 8 ページの 4 番・5 番について報告します。</p> <p>4 番は、芦田町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、福相小学校の北東、約 4 0 0 メートルのところですか。</p> <p>5 番は、神辺町の申請人が、申請地を露天資材置場として整備するものです。場所は、戸手高等学校の南、約 3 0 0 メートルのところですか。</p> <p>なお、本案件は、既に露天資材置場として利用されておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>13 番 (山本 明)</p>	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 9 ページ 6 番から 7 番を報告します。</p> <p>6 番は、川北に住む申請者が、休耕中の田へ太陽光発電パネルを設置し、売電する計画です。</p> <p>7 番は、東中条に住む申請者が、休耕中の田へ太陽光発電パネルを設置し、売電する計画です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われれます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 2 号の 6 番は福山市役所神辺支所からおおむね 3 0 0 メートル以内に存在するため第 3 種農地と判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を</p>



事務局 (続き)	<p>満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、4番は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p>
	<p>議案第2号の4番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第2号の4番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。東部地区の報告をお願いします。</p>
1番 (坂本)	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」別冊10ページ1番と2番について報告します。</p>
	<p>1番は、神辺町の譲受人が、坪生町の譲渡人から坪生町の田3筆合計1,405㎡を譲り受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>申請農地の場所は、坪生町の天満池の北側約20メートルです。</p>
	<p>2番は、芦田町大字下有地の譲受人が、埼玉県鶴ヶ島市の譲渡人から御幸町大字上岩成の田1筆1,169㎡を譲り受けて、貸露天駐車場として利用するものです。</p>
	<p>申請農地の場所は、平成大学の北西約100メートルです。</p>
	<p>現地確認を行いました。いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。</p>

議 長	西部地区の報告をお願いします。
5 番 (山本信之)	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 3 番から 9 番について報告します。</p> <p>3 番と 4 番は関連案件です。曙町の受人が、瀬戸町の渡人 2 人から申請地を譲り受け、住宅 1 棟を建築するものです。</p> <p>場所は、瀬戸小学校の南東、約 3 0 0 メートルです。</p> <p>5 番は、平成台の法人が、山手町の渡人から申請地を譲り受け、売電用太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、山陽自動車道下り線福山サービスエリアの東、約 5 0 0 メートルです。</p> <p>6 番は、赤坂町の受人が、東京都港区の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、特養老人ホーム福山福寿園の西、約 1 5 0 メートルです。</p> <p>7 番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、能登原小学校の東、約 1 5 0 メートルです。</p> <p>8 番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、至誠中学校の北、約 4 0 0 メートルです。</p> <p>既に転用行為が行われておりましたので、始末書の提出を受けております。</p> <p>9 番は、新涯町の受人が、千葉県野田市の渡人から申請地を譲り受け、売電用太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、内海中学校の東、約 6 0 0 メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。

<p>7 番 (岡本)</p>	<p>それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、10 番から 13 番について報告します。</p> <p>10 番と 11 番は関連案件です。</p> <p>東川口町四丁目の法人が、10 番で高西町の渡人から、11 番で高西町一丁目の渡人から、それぞれ譲受け、建売住宅 6 棟を建築するものです。</p> <p>場所は、高西保育所から北へ約 85 メートルのところですか。</p> <p>12 番は、府中市の宗教法人が、神村町の渡人から譲受け、墓地を設置するものです。</p> <p>場所は、神村小学校から南へ約 85 メートルのところですか。</p> <p>13 番は、木之庄町五丁目の法人が、今津町二丁目の渡人から譲受け、建売住宅 5 棟を建築するものです。</p> <p>場所は、本郷公民館の北隣りです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>10 番 (安原)</p>	<p>それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊 13 ページの 14 番から 15 番について報告します。</p> <p>14 番は、神辺町の譲受人が、向陽町一丁目の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、加茂支所の北東、約 1.4 キロメートルのところですか。</p> <p>15 番は、神辺町の譲受人が、向陽町一丁目の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、加茂支所の北東、約 1.3 キロメートルのところですか。</p> <p>16 番から 18 番は関連案件で、16 番で駅家町の貸出人が、同町の借受人 3 人と、17 番で駅家町の貸出人が、同町の借受人 3 人と、18 番で駅家町の貸出人 2 人が、同町の借受人 2 人に、それぞれ使用貸借権を設定して申請地を貸出すもので、借受人は、太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、宜山小学校の西、約 750 メートルのところですか。</p>

<p>10 番 (安原) (続き)</p>	<p>19番は、新市町の貸出人が、同町の借受人である法人に、賃借権を設定して申請地を貸出すもので、借受人は、露天駐車場として整備するものです。 場所は、常金丸保育所の南西、約300メートルのところではす。 20番は、新市町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、進入路として整備するものです。 場所は、常金丸保育所の西、約450メートルのところではす。 なお、本案件は、既に進入路として利用されておりましたので、顛末書の提出を受けております。 現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>13 番 (山本 明)</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の15ページ21番から16ページ25番について報告します。 21番は、近田に住む借受人が、申請地へ使用賃借権で、戸建住宅を新築する計画です。既にカーポートが設置されておりましたので、顛末書の提出を受けています。 次の22番と23番は関連案件です。 川南にある法人が、申請地へ建売住宅21棟を建築するものです。 24番は、上竹田にある法人が、露天駐車場や露天資材置場を整備する計画です。 25番は、下御領に住む借受人が、申請地へ使用賃借権で借り受け、戸建住宅を建築するものです。 以上、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の21番はJR福塩線湯田村駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地と判断されます。</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、16番から18番、22番と23番は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号の16番から18番、22番と23番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第3号の16番から18番、22番と23番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>1番 (坂本)</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」別冊17ページ1番について報告します。</p> <p>1番は、新涯町一丁目の申請人が、同町の田1筆41㎡について、昭和53年頃から賃貸住宅の敷地として利用し、現在に至っているものです。</p>

<p>1 番 (坂本) (続き)</p>	<p>申請地の場所は、福山新涯郵便局から東へ約 5 0 m です。 現地確認を行いました。農地性は無く、農地への復旧は困難であるため証明妥当と判断しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>5 番 (山本信之)</p>	<p>議案第 4 号「非農地証明について」の 2 番と 3 番について報告します。 2 番は、赤坂町の申請人が、昭和 3 2 年頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、市立福山高校の北、約 3 0 0 メートルです。 3 番は、田尻町の申請人が、大正 1 3 年 4 月頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、高島小学校の東、約 4 0 0 メートルです。 現地調査をしましたが、どちらも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>10 番 (安原)</p>	<p>それでは、議案第 4 号「非農地証明について」の別冊 1 7 ページの 4 番について報告します。 4 番は、駅家町の申請人が、平成 2 0 年頃から、耕作放棄していたところ、竹林等が繁茂し、原野となっております。 場所は、服部小学校の北西、約 2 キロメートルのところですが、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>13 番 (山本 明)</p>	<p>議案第 4 号「非農地証明について」の 1 7 ページ 5 番について報告します。 申請地は、平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。</p>

<p>13 番 (山本 明) (続き)</p>	<p>なお、現地確認しましたが、農地への復元は不可能であるため、非農地証明可能と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第 4 号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手により、議案第 4 号は原案のとおり決定します。 次に、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>5 番 (山本信之)</p>	<p>議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の 1 番について報告します。 田尻町の相続人である子が、同町の申請地の畑 4 筆 1 5 9 2 m<sup>2</sup>を相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。 申請農地は耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>13 番 (山本 明)</p>	<p>それでは、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の 1 8 ページ 2 番について報告します。 2 番は、徳田の相続人である子が、川北の田 2 筆と徳田の畑 3 筆、田 1 筆について、相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。</p>

<p>13 番 (山本 明) (続き)</p>	<p>現地調査をしましたが、川北の 2 筆の申請農地は、毎年、水稻栽培され適正に管理されています。</p> <p>なお、徳田の 4 筆については、適正な管理が成されていないため、証明不能と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 5 号について、1 番は原案のとおり証明し、2 番は川北の 2 筆のみを証明し、徳田の 4 筆は証明できないとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手により、議案第 5 号について、1 番は原案のとおり証明し、2 番は川北の 2 筆のみを証明し、徳田の 4 筆は証明できないことに決定します。</p> <p>次に、議案第 6 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>他県では、昨年 10 月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。</p> <p>このことを踏まえ、11月28日に開催した「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認しました。</p> <p>このことを受けて、全国農業会議所から、すべての農業委員会で決議を実施するよう依頼があったものです。</p> <p>一読をもって、説明にかえさせていただきます。</p>



事務局	(決議文一読)
議長	これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第6号について、原案のとおり決議することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決議します。 次に、追加議案第7号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。神辺地区の報告をお願いします。
13番 (山本 明)	<p>それでは、別冊追加議案第7号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を報告します。</p> <p>1番は、令和2年1月21日付けで広島地方裁判所福山支部から農地の現況に係る照会があったものです。</p> <p>現地確認しましたが、申請地は進入路の法面の擁壁部分であり、農地性はないと判断しました。</p>
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —

議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第7号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）19ページから22ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、15件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、23ページから25ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、26ページから35ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条10件、5条48件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に36ページの「農地法施行規則第29条第1項第13号の規定による協議書の受理について」です。電気事業者が送電線鉄塔建替のために転用するものです。電気事業者が送電用等の施設等に供する敷地として転用する場合には、農地転用の制限の例外となります。3件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、37ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、38ページから41ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が16件ありまし</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>た。</p> <p>次に、42ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から4件の照会がありました。現地確認の結果、農地性はなく非農地として確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、43ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったため、3件の提出がありました。</p> <p>1番と3番は事業計画の変更によるもので、あらためて5条で届出が行われています。</p> <p>2番は事業の中止によるものです。</p> <p>専決処分及び届出等については、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして、2020年（令和2年）第1回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は、2月28日開催の予定です。皆様お疲れ様でした。</p>

午後3時51分閉会